

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 26 日（金）第2901号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）
(交通企画課取扱い) 1

公 安 委 員 会 告 示

- 欠格事由に関する診断を行う医師の指定の一部改正 (生活安全企画課取扱い) 6

公 安 委 員 会 規 則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 山 本 良 樹

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 10 号

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号」を「別記第1号様式」に改める。

第8条第1項中「法人その他のもので、講習の実施に必要な組織及び能力を有する機関又は団体に委託して行うものとする」を「一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託して行うことができる」に改める。

第11条中「第13条に規定する受託者の講習結果の報告に基づき」を削り、「様式第2号又は様式第2号の2」を「別記第2号様式又は別記第2号の2様式」に改める。

第13条中「安全運転管理者等講習結果報告書」の次に「（別記第3号様式）」を加え、「安全運転管理者等講習受講申出書（様式第3号）」を「安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書」に、「様式第4号」を「別記第4号様式」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

| | | |
|--|----------------------------|-------|
| | | ※ 番号 |
| 安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書 | | |
| | | 年 月 日 |
| 鹿児島県公安委員会 殿 | | |
| 申出者 住 所 | | |
| 氏 名 | | 印 |
| 生年月日 | | 年 月 日 |
| | | （ 歳） |
| <p>道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習の受講を申し出ます。</p> | | |
| 事業所の所在地 | (管轄警察署名) | |
| 事業所名 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 手数料 | (収 入 証 紙) (貼 付 箇 所) | |
| ※ 講習受講日 | 年 月 日 | |

注 ※印欄には、記載しないこと。

第 2 号様式（第11条関係）

| |
|--|
| <p>講 習 修 了 証 書</p> |
| <p>殿</p> |
| <p>あなたは道路交通法第108条の 2 第 1 項第 1 号の規定による安全運転管理者講習を修了したことを証します</p> |
| <p>年 月 日</p> |
| <p>鹿児島県公安委員会 印</p> |

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9.5 センチメートルとする。

第 2 号の 2 様式（第11条関係）

| |
|---|
| <p>講 習 修 了 証 書</p> |
| <p>殿</p> |
| <p>あなたは道路交通法第108条の 2 第 1 項第 1 号の規定による副安全運転管理者講習を修了したことを証します</p> |
| <p>年 月 日</p> |
| <p>鹿児島県公安委員会 印</p> |

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9.5 センチメートルとする。

第 3 号様式 (第13条関係)

| | |
|-----------------|------------|
| 第 年 月 日 | |
| 鹿児島県公安委員会 殿 | |
| 受託者 印 | |
| 安全運転管理者等講習結果報告書 | |
| 講 習 日 | 年 月 日 |
| 講 習 場 所 | |
| 受 講 者 数 | 安全運転管理者 人 |
| | 副安全運転管理者 人 |
| 講 師 名 | |

※ 安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書及び安全運転管理者等講習受講者名簿を添付すること。

第 4 号様式（第13条関係）

安全運転管理者等講習受講者名簿

| 講 習 日 | | 年 月 日 | | | |
|---------|-----|---------|---------|-----|--|
| 講 習 場 所 | | | | | |
| 番 号 | 氏 名 | 事 業 所 名 | 管 轄 署 名 | 備 考 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

附 則

この規則は、平成25年 5 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第44号

平成17年 3 月 4 日鹿児島県公安委員会告示第 9 号（欠格事由に関する診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 4 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

表を次のように改める。

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 医師の氏名 | 指定年月日 |
|-----------|-------------|-------|---------------|
| 鹿児島県立始良病院 | 始良市平松6067番地 | 山畑 良蔵 | 平成17年 3 月 4 日 |
| 鹿児島県立始良病院 | 始良市平松6067番地 | 竹之内 薫 | 平成25年 4 月 1 日 |